

○ 新規就農対策の全体像

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農 (※)	
<p>所得の確保</p> <p>最低賃金 (約820円×1800時間) の確保</p> <p>①+②+③ 合計で 【初年度分130億円】 【23年度4次補正23億円】</p>	<p>青年就農給付金(準備型) ①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付 <p>○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還</p>	<p>法人正職員としての就農</p> <p>法人正職員として最低賃金以上を確保</p> <p>法人側に対して農の雇用事業 ③ 【23年度4次補正予算 23億円】</p> <p>研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間)</p>	<p>青年就農給付金(経営開始型)②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付 <p>○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない</p> <p>※独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象</p>	
<p>技術の習得</p>	<p>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成 【4億円】</p>		<p>戸別所得補償制度</p> <p>就農支援資金(無利子)</p> <p>経営体育成支援事業 新規就農者への補助 補助率1/2 上限400万円</p>	<p>スーパーL資金</p> <p>経営体育成支援事業 融資残補助 補助率 3/10以内</p>
<p>機械・施設の導入</p> <p>経営の複合化、多角化等に必要な物を含む</p>				
<p>農地の確保 就農相談</p>	<p>就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。 		<p>農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保</p>	
<p>が新規就農総合支援事業で実施する内容</p>				